騒音規制法に係る指定地域

【１】都市計画法に基づく用途地域(表１参照)
【２】表２に示す市街化調整区域

振動規制法に係る指定地域

【１】工業専用地域を除いた、都市計画法に基づく用途地域(表１参照)
【２】表２に示す市街化調整区域

第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域
商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域

表１　都市計画法に基づく用途地域

旭町１・３～６丁目	東町	市場２・５丁目	大穴北１丁目
大穴北８丁目の一部	大穴町	大穴南２・４・５丁目	大穴南３丁目の一部
金杉１～４・８・９丁目	金杉町	高野台４・５丁目	米ヶ崎町
新高根１丁目	駿河台１・２丁目	高根町	夏見１・５・７丁目
夏見台２・４・６丁目	夏見町２丁目	飯山満町１・２丁目	藤原５～８丁目
二和西２～６丁目	二和東１～５丁目	馬込町	松が丘２丁目の一部
三咲１・３～９丁目	三咲町	南三咲４丁目	みやぎ台１～４丁目
八木が谷２～５丁目	八木が谷町の一部	薬円台３丁目	

表２　平成１５年３月７日　船橋市告示第６５号及び第６９号で示された市街化調整区域
※一部の市街化調整区域についてはお問い合わせください。